

日野川河川整備懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「日野川河川整備懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本懇談会は、国土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という。)が「日野川水系河川整備計画(案)」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。

2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は、原則として「日野川水系河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 懇談会には座長を置くこととし、座長は委員の互選によってこれを定める。

2 座長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は懇談会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。

4 座長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(懇談会の召集)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 懇談会は原則公開とし、公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所調査・品質確保課に置く。

2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成24年12月11日から施行する。